

事務連絡
平成 30 年 4 月 2 日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

平成 28 年熊本地震に伴う保険診療の特例措置の期間延長等について

平成 28 年熊本地震に伴う保険診療の特例措置（別添参照）については、「平成 28 年熊本地震に伴う保険診療の特例措置の期間延長等について」（平成 29 年 9 月 28 日厚生労働省保険局医療課事務連絡）において、平成 30 年 3 月 31 日までの取扱いとする事を示していたところであるが、同年 4 月 1 日以降の取扱いは、下記のとおりとするので、貴管下の関係団体、保険医療機関及び保険薬局に周知徹底を図るようよろしくお願いしたい。

また、今後、特例措置の必要性を把握するため、特例措置を利用する保険医療機関及び保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）への資料提出依頼や訪問調査等を行うことを予定しており、詳細については追って連絡することとしているので、その際には別途対応をよろしくお願いしたい。

なお、「平成 28 年熊本地震に伴う保険診療の特例措置の期間延長等について」（平成 29 年 9 月 28 日厚生労働省保険局医療課事務連絡）は、平成 30 年 3 月 31 日限り廃止する。

記

- 1 保険医療機関等において平成 30 年 4 月 1 日以降に特例措置を利用する場合は、別紙の「平成 28 年熊本地震に伴う保険診療の特例措置の利用に関する届出書」（以下「届出書」という。）により平成 30 年 4 月 27 日までに地方厚生（支）局へ届出を行い、当該届出が認められた場合は、半年ごとに特例措置解消に向けての取組の進捗状況を中医協に報告することとした上で、平成 31 年 3 月 31 日まで特例措置を

利用することができる。

なお、届出にあたって届出書に併せて提出が必要な資料（別紙2、4、5等）は、「平成28年熊本地震に伴う保険診療の特例措置の概要」（別添）に記載しているので、それに沿って対応すること。

2 平成28年熊本地震に伴う保険診療の特例措置（別添参照）については、被災の影響により施設基準等を満たせなくなった場合の利用を原則とするものである。

したがって、地方厚生（支）局に届出の際、特例措置の利用が被災の影響によるものであると認められない場合、特例措置を利用すれば新たな施設基準等を満たすことができる場合又は特例措置を利用しなくとも施設基準等を満たすことができている場合においては、届出を認めないものとする。

ただし、上記1及び2については、今後、被災者や被災医療機関等の状況に変化があり、必要がある場合には別途対応を検討することとしており、被災者や被災医療機関等の状況に変化があった場合は、その旨を地方厚生（支）局に申し出ること。

3 上記の取扱いについては、平成28年熊本地震による被災に伴う医療提供体制の状況等に鑑み特例的に行う措置であり、保険医療機関等において、特例措置を利用する際には、職員の勤務状況、健康状態等に配慮するようお願いする。

厚生労働省保険局医療課企画法令第一係

TEL：03-5253-1111(内線3288)

FAX：03-3508-2746

平成 28 年熊本地震に伴う保険診療の特例措置の概要

		特例措置の概要	提出が必要な資料
1	仮設の建物による保険診療等	保険医療機関、保険薬局の建物が全半壊等したため、これに代替する仮設の建物等において、引き続き当該保険医療機関、保険薬局として保険診療等を実施（記の 1）	全半壊等であることが分かる資料
2	定数超過入院	医療法上の許可病床数を超過して患者を入院させた場合でも、当面、入院基本料及び特定入院料の横額措置の対象としない。（記の 3）	別紙 2（有床診療所は別紙 4）
3	月平均夜勤時間数	被災者を受け入れたことにより入院患者が一時的に急増等したため、入院基本料の施設基準料の 2 倍を月平均時間数（7.2 時間以下）について、1 割以上の一時的な変動があつた場合に丰かれて、当面、必要な届出を不要とする。（記の 4）	別紙 2、10
4	月平均夜勤時間数	被災地に職員を派遣したため一時的に職員数が不足したため、入院基本料の施設基準のうち月平均夜勤時間数（7.2 時間以下）について、1 割以上の一時的な変動があつた場合においても、当面、変更の届出を不要とする。（記の 4）	別紙 2、10（有床診療所は別紙 4、10 の 2）
5	看護助手	被災者を受け入れたことにより入院患者が一時的に急増等したため、1 日当たり勤務する看護師及び准看護師又は看護師又は准看護師及び准看護師の数に対する看護師の比率の比率と入院患者の比率との比率が 1.2 を超えて、当面、変更の届出を不要とする。（記の 4）	別紙 2、10（有床診療所は別紙 4、10 の 2）
6	看護配置	被災地に職員を派遣したため一時的に職員数が不足したため、1 日当たり勤務する看護師及び准看護師又は看護補助者（以下「看護要員」という。）の数、看護師の比率と入院患者の比率並びに准看護師及び准看護師の数に対する看護師の比率について、1 割以上の一時的な変動があつた場合における当面、変更の届出を不要とする。（記の 4）	別紙 2、10（有床診療所は別紙 4、10 の 2）
7	病棟以外への入院	被災地の医療機関において、会議室等の病棟以外の場所に患者を入院させた場合、特例として、その保険医療機関が届出を行つてあるべき病棟の入院基本料を算定（記 10）該患者が本来入院するべき病棟の入院基本料を算定（記 10）	別紙 2、5（有床診療所は別紙 4、5）

8	他の病棟への入院	被災地の医療機関において、医療法上本来入院できない病棟に入院させた場合や、診療報酬上、その病棟の施設基準の要件を満たさない患者を入院させた場合における特例的な入院基本料の算定（問 10）	別紙 2、5（有床診療所は別紙 4、5）
9	他の病棟への入院	被災地以外の医療機関において、医療法上本来入院できない病棟に入院させた場合や、診療報酬上、その病棟の施設基準の要件を満たさない患者を入院させた場合における特例的な入院基本料の算定（問 10）	別紙 2、5（有床診療所は別紙 4、5）
10	平均在院日数	被災地において、平均在院日数が入院基本料等の施設基準を満たさなかった場合における特例的な入院基本料等を算定（問 21）	別紙 2（有床診療所は別紙 4）
11	平均在院日数	被災地において、被災地の医療機関から転院の受け入れを行つた場合にも、特別的に従来の入院基本料等を算定（問 21）	別紙 2（有床診療所は別紙 4）
12	特定入院料の取扱い	被災地において平均在院日数を計算（問 22）	別紙 2（有床診療所は別紙 4、5）
13	転院受け入れの場合の入院日	被災地及び被災地以外の医療機関において、災害等やむを得ない事情により、特定入院料の届出を行つて、被災地の医療機関に診療報酬上の要件を満たさない状態の患者が入院した場合には、当該患者を除いて施設基準の要件を満たすか否かを判断することができる（問 12、問 23）	なし
14	透析に関する他医療機関受診	被災地及び被災地以外の医療機関が災害等の事情により診療の継続が困難となり、当該他の医療機関から転院の受け入れを行つた場合に、特別の關係にあるか否かに問わらず、当該保険医機関に入院した日を入院の日とする（問 13、問 24）	別紙 6

- 上記（）内は特例措置に係る以下の事務連絡の該当部分を指すものです。
 • 「平成 28 年熊本地震の被災に伴う保険診療関係等及び診療報酬の取扱いについて」（平成 28 年 4 月 18 日付）

なお、事務連絡の詳細については、以下の厚生労働省 HP をご参照ください。
 厚生労働省 HP → 政策について → 分野別の政策一覧 → 他分野の取り組み → 災害 → 平成 28 年熊本県熊本地方を震源とする地震に係る厚生労働省の対応について【関係通知等】

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakujouhou-10600000-Daijinbanbouseikagakuka/0000121956_1.pdf

(別紙)

平成28年熊本地震に伴う保険診療の特例措置の利用に関する届出書(平成30年__月__日現在)

厚生(支)局長 殿

※受付番号 _____

利用する特例措置 ※別添「特例措置の概要」 の番号を記載すること	番号:
	2を利用する場合は、「別紙2」(有床診療所は「別紙4」)を添付し、以下について記載 ・被災当時より現在も入院中の被災患者数: _____人 ・被災患者を受け入れている病床数: _____床
	13を利用する場合は、その入院日(※複数名いる場合は、すべての者の入院日を記載) 平成____年____月____日
利用開始日	平成 年 月 日
平成30年__月時点で特例措置を利用する理由 ※該当するものに○(複数回答可) ※他の場合は詳細に理由を記載すること	1 医師や看護師の確保が困難であり、不足しているため 2 転院する施設に申し込んでいるが、後方病床が不足しており、患者の転院が困難であるため 3 入所する施設に申し込んでいるが、受入体制が整っていないことにより、患者の退院が困難であるため 4 転院・入所する施設が見つかっていないことにより、患者の退院が困難であるため 5 自宅の倒壊や家族等の受入体制が整っていないことにより、患者の退院が困難であるため 6 その他()
	特例措置の利用を継続する必要性、今後の見通し(被災の影響等について詳細に記載すること)

(医療機関・薬局名)

(所在地)

(担当者)

(連絡先)

※1 本様式の書式は変えないこと。

※2 受付番号については、記載しないこと(地方厚生(支)局都道府県事務所において、1番から連続した番号を付すこと。)。

※3 所在地は市町村名まで記載すること。

※4 実績については、届出を行う月の前月の実績を記載すること。

※5 記載事項について問い合わせる場合もあるので、なるべく詳細に記載すること。

入院基本料等に関する実施状況報告書(平成30年 月 日現在)

※※※受付番号については記載しない
本様式の表記は変えないこと。
本様式の記入に際しては、医療
保険適用病床や療養告示に係る2室
印刷は片面印刷とすること。

(別紙2)【病院記入用】

別紙2) 【病院記入用】															
医療機関名		病院区分		1. 特定機能病院		2. 専門病院		3. 一般・その他		開設者番号		介護保険適用病床・病棟の有無		厚生労働大臣の定める標準告示第2号に係る病床(2室8床)の有無	
都市区町村名	都道府県名	届出区分	看護師比率	平均日数	在宅褥瘡率	平日	休日	医療機関	医療機関	医療機関	医療機関	月別	看護師配置実績		
													夜間における看護業務の負担軽減に資する業務管理制度に関する項目 (夜間看護体制の評価にかかる加算の届出をしている場合に記入)	□	
一般病棟	1													看護師配置実績	□
5	2													看護師配置実績	□
6	3													看護師配置実績	□
7	4	感染症病床 (二類)												看護師配置実績	□
8	5													看護師配置実績	□
9	6													看護師配置実績	□
10	7													看護師配置実績	□
11	8													看護師配置実績	□
12	9													看護師配置実績	□
13	10													看護師配置実績	□
14	11													看護師配置実績	□
15	12													看護師配置実績	□
16	13													看護師配置実績	□
17	14													看護師配置実績	□

入院基本料等に関する実施状況報告書(平成30年 月 日現在)

四

【病院記入用】

有床診療所入院基本料等に関する実施状況報告書(平成30年 月 日現在)

* 本様式の書式は変えないこと。
 ※ 本様式の記入に際しては、医療法の許可病床を含め特に指定のない場合は、医療保険適用病床や検査告示に係る2室8床について医療保険適用病床についてのみ記入すること。
 ※ 受付番号は記載しないこと。

(別紙4) 【有床診療所記入用】

医療機関名	届出区分	保険医療機関番号				介護保険適用の病床の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	都道府県名	診療科名	加算の届出
		許可病床数	医療保険届け病床数	1日平均入院者数	看護師				
有床診療所 入院基本料1									
有床診療所 入院基本料2									
有床診療所 入院基本料3									
有床診療所 入院基本料4									
有床診療所 入院基本料5									
有床診療所 入院基本料6									
病棟別	1 入院 2 特別 *いわゆるO室も	()	()	()	()				

他病棟への入院等の状況について(平成30年__月__日時点)

※受付番号

他病棟に入院している患者について、入院基本料又は特定入院料を算定しているものについて、設問①～④について記載すること。
※記載欄が不足する場合には、本用紙をコピーして記載すること。

①他病棟に入院している患者数		()名	
②各々の患者について、 他病棟に入院している理由 ※イの「その他」の場合には、詳細に理由を 記載すること。	患者A	ア 入院可能な 病床の不足 イ. その他()	
	患者B	ア 入院可能な 病床の不足 イ. その他()	
	患者C	ア 入院可能な 病床の不足 イ. その他()	
	患者D	ア 入院可能な 病床の不足 イ. その他()	
	患者E	ア 入院可能な 病床の不足 イ. その他()	
	患者F	ア 入院可能な 病床の不足 イ. その他()	
③各々の患者について、 入院している病棟を記載し、入院基本料又は 特定入院料のいずれを算定しているか、 該当するものに丸を付すこと。	患者A	病棟	入院基本料 特定入院料
	患者B	病棟	入院基本料 特定入院料
	患者C	病棟	入院基本料 特定入院料
	患者D	病棟	入院基本料 特定入院料
	患者E	病棟	入院基本料 特定入院料
	患者F	病棟	入院基本料 特定入院料
④各々の患者について、 本来入院すべき病棟と、現在入院している病棟 からその病棟への移動の目途を記載すること。 目途がない場合は、その理由を詳細に 記載すること。	患者A	病棟:	
	患者B	病棟:	
	患者C	病棟:	
	患者D	病棟:	
	患者E	病棟:	
	患者F	病棟:	

(医療機関名) _____ (所在地) _____(担当者) _____ (連絡先) _____

- ※1 本様式の書式は変えないこと。
 ※2 受付番号については、記載しないこと。
 ※3 所在地は市町村名まで記載すること。

